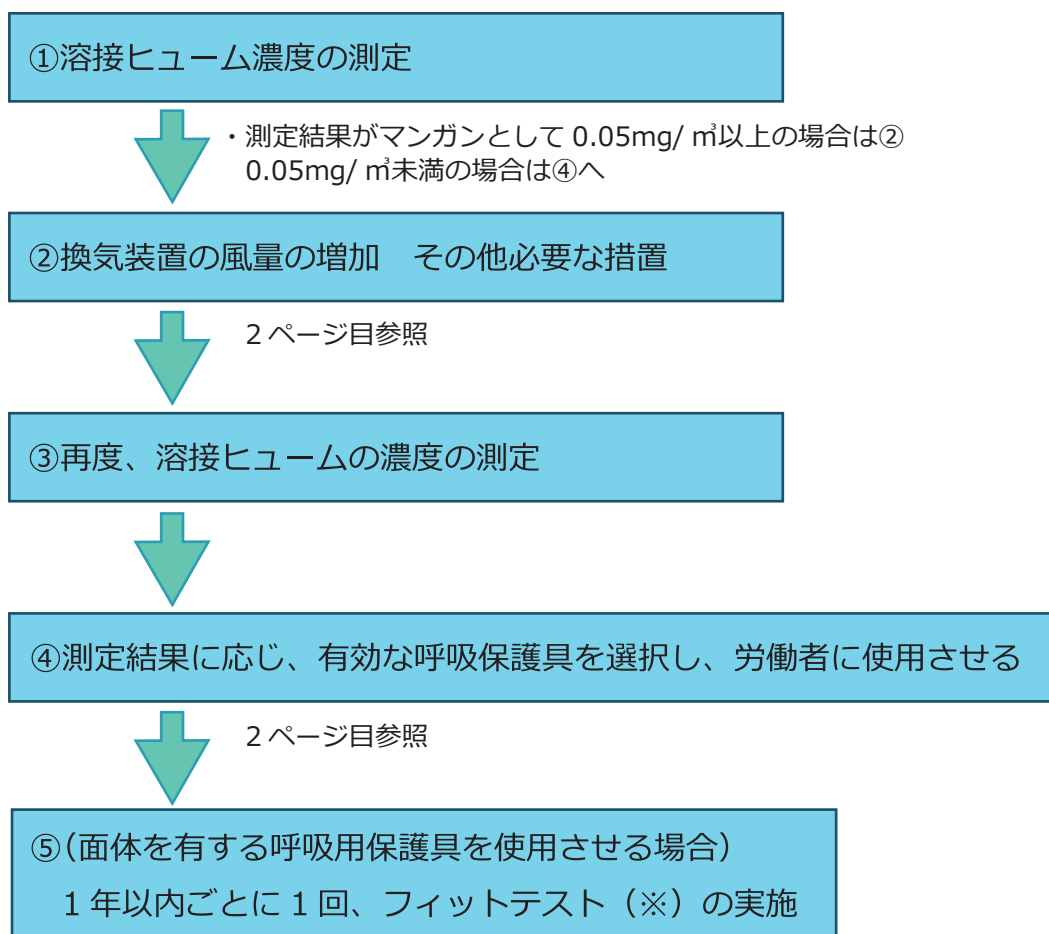


# 金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

改正政省令・告示は令和3年4月1日から施行・適用します。

継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、  
令和4年3月31日までに溶接ヒュームの濃度の測定を行う必要があります。

## 必要な措置の流れ



※当該呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認をします。

## 換気装置の風量の増加その他の措置

①溶接ヒュームの濃度測定の結果に応じ、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じます（次に該当する場合は除きます）。

- ・溶接ヒュームの濃度がマンガンとして 0.05mg/ m<sup>3</sup>を下回る場合
- ・同一事業場の類似の溶接作業場において、濃度測定の結果に応じて十分に措置内容を検討し、当該対象作業場においてその措置をあらかじめ実施している場合

※「その他必要な措置」には、次の措置が含まれます。

- ・溶接方法や母材、溶接材料等の変更による溶接ヒューム量の低減
- ・集じん装置による集じん
- ・移動式送風機による送風の実施

②①の措置を講じたときは、その効果を確認するため、再度、個人ばく露測定により空气中的溶接ヒュームの濃度を測定します。

③個人ばく露測定による溶接ヒュームの濃度の測定等を行ったときは、その都度、必要な事項を記録します（3年保存）。

## 呼吸用保護具の選択の方法

①溶接ヒュームの濃度の測定の結果得られたマンガンの濃度の最大の値（C）を使用し、以下の計算式により「要求防護係数」を算出します。

$$\text{要求防護係数 } PFr = \frac{C}{0.05}$$

②「要求防護係数」を上回る「指定防護係数」を有する呼吸用保護具を、以下の一覧表から選択します。

指定防護係数※一覧（抜粋）

呼吸用保護具の種類			指定防護係数		
防じんマスク	取替え式	全面形面体	RS3 又は RL3	50	
			RS2 又は RL2	14	
			RS1 又は RL1	4	
		半面形面体	RS3 又は RL3	10	
			RS2 又は RL2	10	
			RS1 又は RL1	4	
	使い捨て式	DS3 又は DL3		10	
		DS2 又は DL2		10	
		DS1 又は DL1		4	
電動ファン付き呼吸用保護具	全面形面体	S 級	PS3 又は PL3	1,000	
		A 級	PS2 又は PL2	90	
		A 級又は B 級	PS1 又は PL1	19	
	半面形面体	S 級	PS3 又は PL3	50	
		A 級	PS2 又は PL2	33	
		A 級又は B 級	PS1 又は PL1	14	
	フード形又はフェイスシールド形	S 級	PS3 又は PL3	25	
		A 級		20	
		S 級又は A 級		PS2 又は PL2	20
		S 級、A 級又は B 級		PS1 又は PL1	11